

北海道オホーツク総合振興局告示第6号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和6年1月22日

北海道オホーツク総合振興局長 中島 和彦

1 入札に付す事項

(1) 調達をする物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量

ア 自動車ガソリン（JIS2号）網走地域	75,500 リットル
イ 自動車ガソリン（JIS2号）北見地域	41,700 リットル
ウ 自動車ガソリン（JIS2号）紋別地域	16,100 リットル
エ 自動車ガソリン（JIS2号）遠軽・湧別地域	11,500 リットル
オ 自動車ガソリン（JIS2号）美幌・大空地域	5,900 リットル
カ 自動車ガソリン（JIS2号）斜里・清里地域	6,100 リットル
キ 自動車ガソリン（JIS2号）興部地域	8,000 リットル

アからキまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等

- ア 日本工業規格 JISK2202（2号レギュラー）
- イ 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則（昭和52年通商産業省令第24号）第10条に規定する揮発油規格

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日

(4) 納入場所

納入場所は、次のいずれの事項も満たす直営又は代行の給油所（危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第17条第5項に規定する顧客に自ら給油をさせる給油取扱所（以下「セルフ給油所」という。）における給油を除く。）とする。

ア 網走地域

(ア) オホーツク合同庁舎（網走市北7条西3丁目）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。

(イ) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。

北見市北見自治区、北見市端野自治区、北見市常呂自治区、北見市留辺蘂自治区、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町遠軽地区、遠軽町生田原地区、遠軽町丸瀬布地区、遠軽町白滝地区、湧別町湧別地区、湧別町上湧別地区、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町女満別地区、大空町東藻琴地区

イ 北見地域

(ア) 北見地域に所在する納入機関のおおむね中心場所（北見市北進町1丁目1-1）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。

(イ) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。

北見市端野自治区、北見市常呂自治区、北見市留辺蘂自治区、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、小清水町、訓子府町、置戸町、佐呂間町、遠軽町遠軽地区、遠軽町丸瀬布地区、湧別町湧別地区、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、

大空町女満別地区

ウ 紋別地域

- (7) オホーツク総合振興局紋別合同庁舎（紋別市幸町6丁目）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。
- (4) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。
北見市北見自治区、北見市常呂自治区、網走市、斜里町、佐呂間町、遠軽町遠軽地区、湧別町湧別地区、湧別町上湧別地区、滝上町、興部町、西興部村、雄武町、大空町女満別地区

エ 遠軽・湧別地域

- (7) オホーツク総合振興局遠軽合同庁舎（遠軽町大通北5丁目）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。
- (4) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。
北見市北見自治区、網走市、紋別市、斜里町、佐呂間町、遠軽町生田原地区、遠軽町丸瀬布地区、遠軽町白滝地区、湧別町湧別地区、湧別町上湧別地区、興部町、大空町女満別地区

オ 美幌・大空地域

- (7) 大空町役場（大空町女満別西3条4丁目1番1号）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。
- (4) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。
北見市北見自治区、網走市、紋別市、美幌町、津別町、斜里町、遠軽町遠軽地区、興部町、大空町東藻琴地区

カ 斜里・清里地域

- (7) 網走建設管理部斜里出張所（斜里町文光町18番地）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。
- (4) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。
北見市北見自治区、網走市、紋別市、清里町、小清水町、遠軽町遠軽地区、興部町、大空町女満別地区、ウトロ地区

キ 興部地域

- (7) オホーツク総合振興局西部森林室（興部町興部708）から半径4キロメートル以内の場所に所在する直営又は代行の給油所であること。
- (4) 次の市町村、地区に所在する直営又は代行の給油所であること。
北見市北見自治区、網走市、紋別市、斜里町、遠軽町遠軽地区、興部町、雄武町、大空町女満別地区

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和5年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

- (4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和 50 年法律第 96 条）第 27 条第 1 項の規定による石油販売業の届出をしていること。
- (5) 揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 88 号）第 3 条の規定による揮発油販売業の登録を受けていること。
- (6) 1 の（4）の納入場所で示す範囲内で営業する直営又は代行の給油所において給油が可能なこと。
- (7) 給油票又は給油カードの発行が可能であり、代行店における給油時にも使用が可能なこと。
- (8) 北海道内に本店を有し、かつ、オホーツク総合振興局管内に本店、支店または営業所等を有すること。

4 制限付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 5 の 2 の規定による制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2 の（4）から（8）までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和 6 年 1 月 22 日（月）から令和 6 年 2 月 19 日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）の毎日午前 9 時（初日は午後 1 時）から午後 5 時（最終日は午後 3 時）まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。（郵送又は電子メールによる提出可能。ファイル形式は PDF、Word 又は Excel に限る）

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目
北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
メールアドレス (okhotsk.juhin1@pref.hokkaido.lg.jp)

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

5 契約条項を示す場所

北海道オホーツク総合振興局総務課

6 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 網走市北 7 条西 3 丁目 北海道オホーツク合同庁舎 3 階講堂
- (2) 入札日時 令和 6 年 2 月 29 日（木）午後 2 時 30 分
- (3) 開札場所 (1) に同じ。
- (4) 開札日時 (1) に同じ。

7 入札保証金

入札保証金は、免除する。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

8 契約保証金

契約保証金は、免除する。ただし、契約を締結する者が契約を履行しないこととなるおそれ

があると認めるときは、契約保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

9 郵便等による入札の可否

認めない。

10 落札者の決定方法

- (1) 入札単価が北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- (2) 再度の入札に付し落札者がいないときは、入札単価が最低の価格（単価）をもって申込みをした者から見積書を徴取し最低の価格（単価）である者と随意契約を行う。

11 落札者と契約の締結を行わない場合

- (1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- (2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

12 契約書作成等について

- (1) この契約は契約書の作成を要する。
- (2) 落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。

13 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

設定していない。

(3) 最低制限価格

設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名 称 北海道オホーツク総合振興局総務課需品係
イ 所在地 郵便番号 093-8585 網走市北7条西3丁目
ウ 電話番号 0152-41-0608

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) 給油票又は給油カードの取扱い

この契約の相手方となった者（以下「契約者」という。）は、当該契約に基づき自動車燃料を給油するために必要となる給油票又は給油カード（以下「給油票等」という。）を作成し契約期間の始期までに必要部数（令和6年度予定数量、（4）ア90部、（4）イ70部、（4）ウ34部、（4）エ22部、（4）オ9部、（4）カ11部、（4）キ17部）を北海道に交付しなければならない。

なお、給油票等は代行店でも使用可能であること。

また、給油票等の発行に係る費用は契約者の負担となること。

(14) 請求書の取扱い

契約者は、別紙「納入機関一覧」の納入機関ごとに請求書を発行すること。

(15) 単価の変更

契約単価の変更については、契約書の別記「契約単価の変更に関する特約事項」によるので、特約事項の内容を承知した上で入札に参加すること。

(16) 特約事項の基準日

契約書の別記「契約単価の変更に関する特約事項」の第2の1に掲げる「当初月の市場価格の基準日については令和6年2月7日（予定）調査結果公表時点とする。また、第2の5(1)に掲げる「当初月のC I F価格の基準日は令和6年2月7日付け（予定）速報公表時点とするので、留意すること。

(17) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。